

一般社団法人奈良県介護福祉士会賛助会員規定

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人奈良県介護福祉士会(以下「本会」と略する)が定款第3条の目的を果たすため定款第6条に規定する賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本会の目的に賛同し、その事業を推進しようとする個人又は団体とする。

(賛助会員の特典)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため賛助会員に対して次の協力を行う。

1, 団体・法人

- (1) 公益社団法人日本介護福祉士会及び本会が作成又は発行する資料等を提供する。
ただし、投稿することはできない。
- (2) 本会が主催する研修等において展示及び販売の希望がある場合には理事会の承認を経て利用することができる。(1口につき2回までとする)
- (3) 本会機関紙と研修案内を送付する際、無料でA4サイズの広告を1枚掲載することができる。尚、広告部数のご準備ねがいます。(1口につき2回までとする)
- (4) 本会が主催する研修会・講演会に毎月2名まで会員価額で参加することができる。
ただし、総会での決議権はない。また、日本介護福祉士会の研修には参加できません。
- (5) 研修会開催時は講師のご紹介や派遣などを行う。(講師料は要相談)
- (6) 本会ホームページに賛助会員として掲載。

※詳細については、別紙『賛助会員広告掲載要綱』に示す。

- (7) その他第1条の目的を達成するために必要な協力を行う。

2, 個人・学生

- (1) 本会が主催する研修会・講演会に会員価額で参加することができる。
ただし、総会での決議権はない。
- (2) 公益社団法人日本介護福祉士会及び本会が作成又は発行する資料等を提供する。
ただし、投稿することはできない。
- (3) 日本介護福祉士会の研修には参加できません。
- (4) 介護福祉士の資格を取得された場合は、賛助会員な退会となり、正会員に入会していただくことになります。その際は、入会費について初年度は割引があります。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な協力を行う。

(賛助会員の入会)

第4条 賛助会員の入会を希望する者は、以下の書類を会長に提出し理事会の承認を継て本会の賛助会員となることができる。

- (1)別紙様式(1-1)の入会申込書
- (2)団体・法人は、貴社のパンフレット等などの貴社の事業がわかる資料を1部提出

(賛助会員の会費)

第5条 賛助会員の会費は次の通りにする。

- (1)団体・法人 年間費 20,000 円/1 口
- (2)個人 年間費 3000 円
- (3)学生 年間費 2000 円
- (4)会員資格は各年度とする。
- (5)入会申し込み後 1 か月以内に指定口座へ振り込み、次年度からは請求書を毎年 4 月に送付する。

(賛助会員の資格の喪失)

第6条 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)本会に所定の退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡したとき、もしくは失踪宣言を受けたとき

(賛助会員の退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは次の通りにする。

- (1)定款 10 条により別紙様式の退会届を会長に提出しなければならない。
- (2)年会費を 1 年以上滞納したときは、理事会において退会したものをみなすことができる。
- (3)年度途中に退会した時は、年間費は返金しない。

(賛助会員の除名)

第8条 本会定款第 11 条の規定に基づき賛助会員は、理事会の議を経て除名することができる。

(その他)

第9条 賛助会員については本規定に定めない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(附則) この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。